

令和7年度 自衛官等採用案内

募集種目		資格	受付期間	試験期日	合格発表
一般曹候補生		18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	7月1日(火) ～9月2日(火)	1次: 9月16日(火)～18日(木) 2次:10月12日(日)・13日(月)の内1日	1次:10月2日(木) 最終:12月4日(木)
			9月16日(火) ～11月21日(金)	1次:11月29日(土)～12月 1日(月) 2次:令和8年1月12日(月)	1次:12月15日(月) 最終:令和8年2月5日(木)
自衛官候補生			年間を通して受付を行っています。 (定員になり次第受付を終了致します)	10月 4日(土)～ 5日(日) 内1日 11月30日(日) 令和8年1月25日(日) 令和8年2月22日(日) ※上記試験前にwebにて学科試験を実施	後日、改めてお知らせします。 (合格発表日)
防衛大学校学生	一般	18歳以上21歳未満の者 (高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含))	7月1日(火) ～10月16日(木)	1次:11月 1日(土) 2次:11月29日(土)～12月3日(水)の内1日	1次:11月19日(水) 最終:12月26日(金)
	推薦		9月5日(金) ～9月9日(火)	9月20日(土)・21日(日)	10月24日(金)
	総合選抜			1次: 9月20日(土) 2次:10月25日(土)・26日(日)	1次:10月10日(金) 最終:11月19日(水)
防衛医科大学校 医学科学生			7月1日(火) ～10月8日(水)	1次:10月25日(土) 2次:12月17日(水)～19日(金)の内1日	1次:12月 2日(火) 最終:令和8年1月30日(金)
防衛医科大学校 看護学科学生			7月1日(火) ～10月3日(金)	1次:10月18日(土) 2次:12月 6日(土)・7日(日)の内1日	1次:11月13日(木) 最終:令和8年2月10日(火)
航空学生 ※海空自衛隊の パイロットを養成		海:18歳以上23歳未満の者 (高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含)) 空:18歳以上24歳未満の者 (高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含))	7月1日(火) ～8月29日(金)	1次: 9月20日(土) 2次:10月16日(木)～23日(木)の内1日 3次:(海)11月21日(金)～12月17日(水) (空)11月15日(土)～12月18日(木)	1次:10月10日(金) 2次:(海)11月13日(木) (空)11月 6日(木) 最終:令和8年1月26日(月)

問 総務課 総務係 電話 22-7700 または 自衛隊高知地方協力本部須崎地域事務所 電話 0889-42-7186

被災建築物応急危険度判定について

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性を判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して判定を行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても耐震性が低下するなどの影響を受けている可能性があります。こうした建物は、その後の余震による倒壊や部材の落下が人的被害に繋がるおそれもあるため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために行うものです。

その他、地震発生後の建物に関する判定には次のようなものがあります。

- 住家被害認定・・・「罹災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの。
- 被災度区分判定・・・建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの。

目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力下さいますようよろしくお願いします。

(赤)



この建物に立ち入ることは危険です

(黄)



この建物に立ち入る場合は十分に注意してください

(緑)



この建物は使用可能です

問 総務課 危機管理対策室 電話 22-7700

◆国保税の納付方法

普通徴収 納期年 8 回（7 月～翌年 2 月） 納付書または口座振替により納付
特別徴収 納期年 6 回（年金支給月） 納税通知書記載の年金からの天引きにより給付

○特別徴収の対象となる方

下記の条件全てにあてはまる方は、原則、世帯主の年金から天引きになります。

1. 世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者が全員 65 歳から 74 歳である場合
2. 特別徴収の対象となる年金の年額が 18 万円以上で、介護保険料と国保税の合計額が年金額の 1 / 2 を超えない方
3. 介護保険料が佐川町の特別徴収対象者である場合

○今年度から新たに特別徴収となる方

7 月・8 月・9 月は納付書または口座振替で納付していただき、10 月から年金天引きとなります。

※ただし、特別徴収の該当世帯であっても、申し出により口座振替へ納付方法を変更できます。

- ・申し出は随時受付しますが、申し出時期により特別徴収の中止時期が異なります。
- ・納付状況等により、口座振替への変更が認められない場合があります。
- ・所得税・住民税の申告の際、特別徴収による納付額は、本人以外の社会保険料控除には適用できません。（口座振替の場合は実際に国保税を負担している方の社会保険料控除に適用できます。）

問 住民課 国保住民税係 電話 22-7704

医療費通知のお知らせ（医療費通知）について

国民健康保険の加入者の皆様に「医療費のお知らせ（医療費通知）」を送付しています。

ご自身の健康について関心を深めていただくとともに、医療費の総額や自己負担額などの請求内容に誤りがないか、ご確認ください。

送付時期

令和 7 年度から年 6 回の送付を、年 3 回の送付に変更しました。

令和 6 年度まで

診療月	送付月
1～2 月	5 月下旬
3～4 月	7 月下旬
5～6 月	9 月下旬
7～8 月	11 月下旬
9～10 月	1 月下旬
11～12 月	2 月下旬



令和 7 年度から

診療月	送付月
1～6 月	9 月下旬
7～10 月	1 月下旬
11～12 月	2 月下旬

※対象診療月に保険医療機関等を受診した場合でも、保険医療機関等からの請求が遅延している等の理由により、医療費通知に記載されないことがあります。その場合、次回以降の通知に反映されます。

問 住民課保険年金係 電話 22-7706

国民健康保険税（国保税）のお知らせ

令和 7 年度国保税の納税通知書を、7 月中旬に送付します。

◆納税義務者

世帯主が納税義務者になります。

国保税は世帯を一つの単位としているため、家族の中に国保の加入者（被保険者）がいれば、世帯主が職場の健康保険に加入している場合であっても、納税義務者は世帯主になります。そのため、世帯主に納税通知書を送付します。

◆国民健康保険税率の決定

税率は、県が佐川町に配分した「国保事業費納付金」の算定に用いる所得（所得割）・被保険者数（均等割）・世帯数（平等割）の割合から算出された標準保険税率をもとに決定しています。

◆令和 7 年度の国保税率（賦課限度額が引き上げになりました。）

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
①所得割 （被保険者の前年所得 － 43 万円）×税率	7.3%	2.5%	2.2%
②均等割 被保険者 1 人につき	30,100 円	10,500 円	11,600 円
③平等割 1 世帯につき	20,800 円	7,200 円	5,500 円
賦課限度額 上記①～③の合計 年間上限額	65 万円 → 66 万円	24 万円 → 26 万円	17 万円

・医療給付費分と後期高齢者支援金分は全被保険者に、介護納付金分は 40 歳から 64 歳の方に課税されます。

◆軽減判定基準額が引き上げになりました。

○所得が低い世帯に対する軽減

世帯主と国保被保険者の年間所得の合計が軽減判定所得を下回る世帯については、均等割と平等割を下記の割合で軽減します。ただし、前年の所得が未申告の場合は軽減されないので、**収入が無い場合でも必ず申告してください。**

区分	軽減判定所得	前年からの変更
7 割軽減	43 万円 ^{*1}	変更なし
5 割軽減	43 万円 ^{*1} + (30 万 5 千円×被保険者数 ^{*3})	29 万 5 千円 → 30 万 5 千円
2 割軽減	43 万円 ^{*1} + (56 万円×被保険者数)	54 万 5 千円 → 56 万円

* 1 給与所得者等が 2 人以上いる場合は「43 万円 + 10 万円×（給与所得者等^{*2}の数－ 1）」に置き換えて計算します。

* 2 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入額 60 万円を超える 65 歳未満の者、または公的年金等の収入が 125 万円（15 万円の特別控除を含む）を超える 65 歳以上の者）をいいます。

* 3 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

・公的年金受給者で 65 歳以上の方は、年金所得から 15 万円を控除した金額で軽減判定を行います。
・軽減判定のための年間所得の合計に、擬制世帯主（国民健康保険の被保険者ではない世帯主）の所得は含まれますが、被保険者の人数に擬制世帯主は含まれません。

国民年金保険料の免除制度について

国民年金は、日本における公的な年金制度で、主に自営業者やフリーランス、学生の方などは、国民年金保険料を支払う必要がありますが、経済的な理由により支払いが難しい場合には免除制度があります。

免除申請の目的

国民年金の免除申請は、経済的な理由や生活状況により、保険料の支払いが困難な方について、将来の年金権利を守るために行うものです。

免除の種類

全額免除：保険料全額を免除されます。

一部免除：保険料の一部（4分の1、2分の1、4分の3）が免除されます。

申請方法

電子申請の場合：マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルの「年金」メニューから申請ができます。

窓口申請の場合：住民課 保険年金係で手続きができます。

本人確認書類、基礎年金番号通知書または年金手帳等をお持ちのうえ、ご来庁ください。

失業等による申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証等が必要です。

免除を受けた期間も将来の年金額に反映されるため、申請することが重要です。（ただし、「納付猶予」での承認の場合は年金額には反映されません。）

国民年金の免除制度を利用することで、経済的な不安を軽減し、将来の年金受給権を確保しましょう。

毎年7月から新年度分（7月から翌年6月の1年間分）の申請受付を開始しますので、申請が必要な場合は忘れずに申請しましょう。

問 住民課 保険年金係 電話 22-7706

広告

小児科・内科・整形外科

社会医療法人 仁生会 日高クリニック

診療科目	受付	月	火	水	木	金	土	日
小児科・内科	午前 午後	○	○	休診日	○	○	○	休診日
整形外科 (贈還土曜)	午前 午後	--	--	休診日	--	--	○ 休診	休診日

診療時間：午前9時～12時30分
午後2時～17時30分
(休診日：日曜・水曜・祝祭日・年末年始)

健診・各種検査
予防接種など
ご相談下さい！

細木病院グループ

詳しくはホームページへ↓



日高クリニック 院長
松本 和博（小児科・内科）
日本小児科学会小児科専門医



地域の皆様に安心していただける小児科・内科医療を提供します。なんでもお気軽にご相談ください！

外来受付 ☎ 0889-24-7785

日高村 日下小学校東どなり 日高村本郷滝ノ前7

広告

ご自宅で療養生活を送る要介護の方、治療が必要あるいは医療機器をしている方、健康に不安ある方の暮らしを専門的な視点でサポート

- ①精神疾患の方への支援 ②医療処置・病状の観察 ③褥瘡予防・処置
④ターミナルケア（在宅での看取り） ⑤療養上のお世話 ⑥認知症のケア ⑦訪問リハビリ

●医療保険・介護保険に対応できます。●24時間365日対応いたします。

訪問看護ステーション **心愛（ここあ）**

介護保険事業所番号 3960190555 医療機関コード 0190555

TEL：088-855-8189 FAX:088-855-8190 高知市神田 638-22 神田K コーポ2

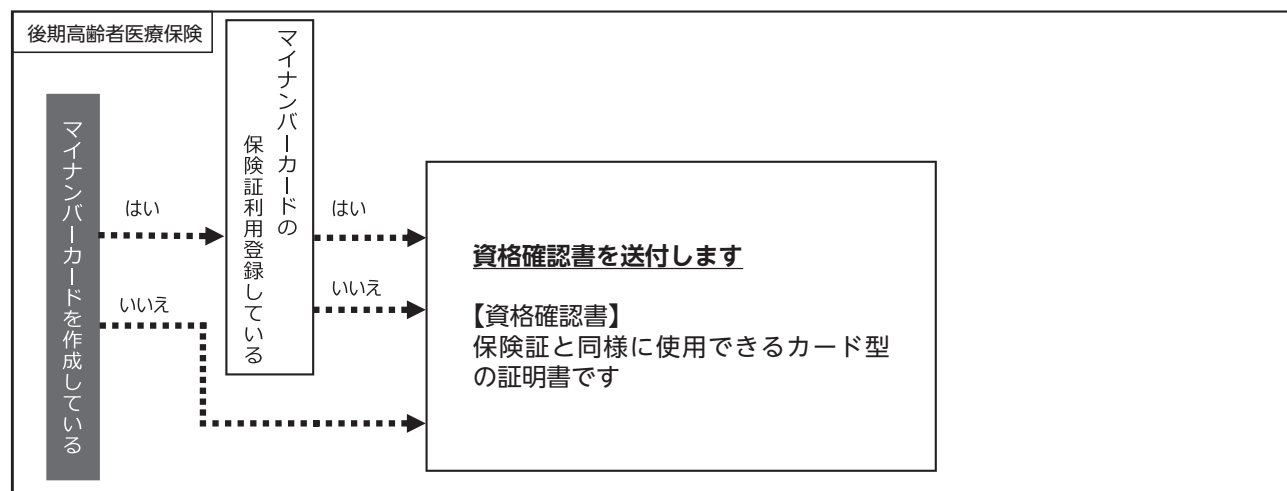
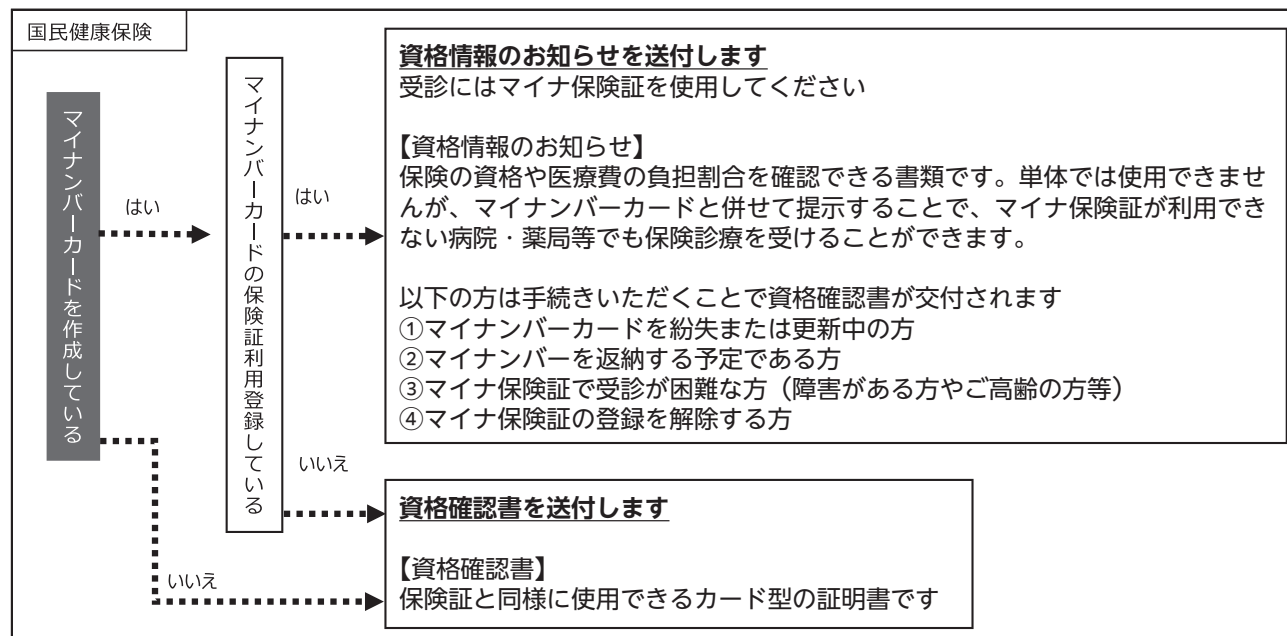


国保・後期からののお知らせ

「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の更新について

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の方へ、令和7年8月1日からお使いいただける新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を令和7年7月中旬より順次発送します。

また、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



限度額適用認定証・標準負担額軽減額認定証をお持ちの方、更新が必要な方へ

資格	更新	受付開始日・適用開始日	申請に必要なもの	マイナンバーカードを保険証利用されている方
国民健康保険	自動更新ではありません。 ※8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、更新の手続きをお願いします。	【受付開始】 8月1日です。 ※有効期限(7月31日)前の更新手続きはできません。 【適用開始】 8月31日までに更新の手続き→8月1日から適用 9月1日以降に更新の手続き→申請月の初日から適用	本人確認書類 ※世帯が違う方が申請される場合は、委任状が必要です。	マイナンバーで資格確認できるので役場に手続きに来る必要がありません。
後期高齢者医療保険	自動更新です。 ※6月23日までに申請が必要です。			

問 住民課 保険年金係 電話 22-7706

広報さかわ R7.7 12

楽しい草木染教室

“藍の生葉を使って、染めてみませんか”

くろがねの会員で育てた藍の生葉を染料としてシルクのスカーフを染めます

令和7年 7月13日(日)
9時30分～12時

場所：佐川まちの駅

主催：牧野富太郎ふるさと館

電話 0889-20-9800

定員：先着8名

参加料：1,500円(シルクストール)



高知県立高知城歴史博物館

企画展 お金がないから藩札・私札～土佐と四国の地域通貨～

土佐の藩札と私札を中心に、四国13藩の藩札や近代貨幣までを広く展示し、お金の歴史を紹介します。

この世に一つしかないと言われる逸品も展示します。

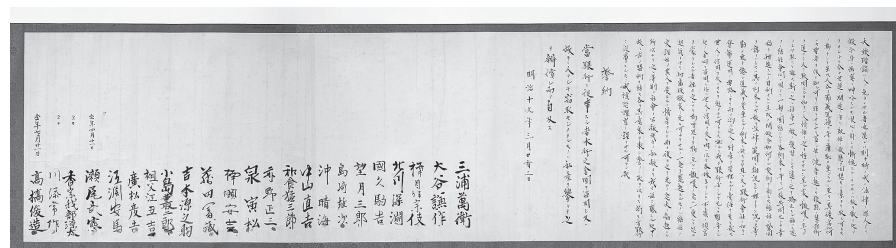
会 期：令和7年6月27日(金)～8月31日(日)

観覧料：800円(高知城とのセット券1,040円)

高校生以下および高知県または高知市長寿手帳をお持ちの方は無料



高知藩会計司札 鯉札 銭200文
(刈谷コレクション)



初公開

高知県土族の銀行員が不正をしたら自刃すると覚悟を誓った「第三十七国立銀行血判誓約書」
(明治19年(1886)3月22日 四国銀行所蔵)

問：高知県立高知城歴史博物館 電話 088-871-1600 / FAX 088-871-1619

広告

心に寄り添うサービスと安心できるスタッフで心を照らしていきます。

◎病気や障害があり、不安や悩みを相談できる人が身近にほしい。

◎可能な限り自立した生活を送りたい。 ◎自宅以最期を迎えたい。

住み慣れた家庭や地域での生活をサポートします。

訪問看護ステーション 照(てる)【24時間 365日対応】

介護保険事業所番号 3960190845 医療機関コード 0190845

TEL：088-855-3081 FAX:088-855-3082 高知市神田 818-21



訪問看護
ステーション
てる

須崎税務署からのお知らせ

税務署での面接相談は、事前のご予約をお願いします。

面接によるご相談や申告手続きを希望される場合は、須崎税務署(0889-42-2355)へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って「2」番を選択の上、ご予約をお願いします。

納税者の皆様の待ち時間を少なくし、相談を効率よく行うためにご予約いただくこととしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

国税に関するご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へお問い合わせください。

電話による国税に関する一般的なご相談については、「国税相談専用ダイヤル」0570-00-5901(自動音声案内、全国一律料金)でお受けしております。番号案内に沿って、選択ください。「電話相談センター」の税務相談官がご相談をお受けします。

消費生活相談員の登録者募集

高知県では、県内の消費生活センターや消費生活相談窓口での就業を希望する方の登録や、採用を希望する県内各自治体への情報提供を行う「消費生活相談員人材バンク」を設置し、登録者を募集しています。

登録を希望する方は、高知県県民生活課ホームページに掲載の登録申請書に記載いただき、必要書類を添付のうえ、郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

※資格を保有していないものの、将来的に資格取得を目指す方も登録可能です。

※人材バンクへの登録は、消費生活相談員としての採用を保証するものではありません。

※登録情報は、消費生活相談員の募集以外の目的で利用することはありません。

【県民生活課ホームページ二次元コード】



問 高知県文化生活部県民生活課

電話 088-823-9653

FAX 088-823-9879

メール 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

第43回

チャリティー ビアガーデン2025

イベントもあるよ!! 屋台もたくさん出るよ!!

7.24(木)

少雨決行
雨天順延

役場前広場で17:30~

ビール券前売り券を販売中!!
前売り券は50円お得です。商工会青年部からお買い求めください。

20:45
花火大会

佐川町商工会
せいねんぶ

地元を全力で
盛り上げる!

【主催】佐川町商工会青年部
お問い合わせ 佐川町商工会
高岡郡佐川町甲1650-2
TEL 0889-22-0053
●詳しくは折込チラシでお知らせします。

第22回「仁淀川 親子ふれあい交流体験」

仁淀川の自然への理解を深め、環境保全の大切さを親子で体感していただけるイベントを開催します。ぜひ参加ください。

◇参加者：子どもたちとその保護者

◇参加費：無料

◇持ち物：昼食（午前、午後参加される方）、飲み物、着替え

◇日時：令和7年7月27日（日）

午前10時から午後3時

受付は午前9:30から

小雨決行【台風、洪水時は中止する場合があります】

◇集合場所・会場：越知町宮の前公園

◇内容：仁淀川の生き物しらべ、あまごのつかみ取りなど

◇詳細、申し込みは

仁淀川漁業協同組合のホームページをご覧ください。

申し込みは 7月1日（火）午後1時より受付開始
google フォームでお申し込み、またはホームページから申し込み用紙をダウンロードしてメールまたはFAXで送信ください

HP: <https://www.niyodogawa-gyokyo.com/>

メール: niyodogawayaruzo@gmail.com

FAX: 088-893-2338



◇締切 7月15日（火）

主催：仁淀川漁業協同組合

共催：仁淀川流域交流会議、

仁淀川清流保全推進協議会

後援：高知県、仁淀川わくわく会議

問 仁淀川漁業協同組合

781-2110 高知県吾川郡いの町 4055 番地 5

電話 088-893-2300

令和7年度仁淀川流域交流会議流域活性化補助金のご案内

仁淀川流域交流会議では、仁淀川流域の地場産業育成・観光振興・清流保全を推進し、個性的で魅力あふれる仁淀川の地域づくりを推進するため、下記の事業を実施する団体等に補助金を交付します。

○補助対象事業

(1) 仁淀川流域の観光振興を図るためのイベント、アピール活動

(2) 仁淀川流域の伝統文化を守り、更に発展させるための取り組み

(3) 仁淀川の清流保全を推進するための美化・啓発活動

○補助対象団体

(1) 政治活動、宗教活動若しくは営利活動を行うことを目的とする団体以外の団体

(2) 法人格を有しない団体においては下記の要件を具備する団体

・定款または寄付行為に相当する規約等があること

・団体の年間事業計画および収支予算が定められていること

・団体として事業の実施についての決定手続きが明確になっていること

(3) 補助期間として、過去5年間に2回、当該補助金の交付を受けていないこと

○補助率及び金額

補助対象経費の1/2以内で、補助限度額は1事業あたり500,000円

問 仁淀川流域交流会議事務局 いの町総合政策課内 電話 088-893-1112

さかわ児童館より開館時間のお知らせ

さあ、いよいよ夏休みがスタートしますね。

さかわ児童館では、夏休みも下記時間にて開館しています。

18歳未満の児童であれば誰でも利用できますよ。

遊びにおいでね～。

時間 午前8:30～12:00

午後1:00～5:00

持ってくる物 水筒



※^{がっこう}学校で^き決められている^{なつやす}夏休みの^す過ごし方を^{かた}守ってね！

問 佐川ふれあいセンター遊学館 電話 22-1209

地域猫活動セミナー開催のお知らせ ～猫の地域問題解決しませんか？～

飼い主のいない猫による糞尿被害等の環境問題、それによるご近所トラブル等を解決するために、地域の理解と協力を得ながら地域住民が主体となって飼い主のいない猫を管理する地域猫活動が全国的に注目されています。地域猫活動は飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、地域ぐるみで餌の管理や糞尿の清掃などを行い徐々に猫が減っていく活動です。

地域猫活動を始めたい人、猫でお困りの人へ、地域猫活動のはじめの一步を応援します。地域猫活動の進め方や不妊去勢手術のポイント、猫の繁殖について基礎から学べるセミナーです。

◆日時、場所

1 対面開催

(1) 須崎福祉保健所（須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎）

令和7年7月26日（土） 14:00～16:30

(2) 高知県立高知青少年の家（吾川郡いの町天王北1丁目14番地）

令和7年8月31日（日） 14:00～16:30

2 オンライン開催（Zoom）

令和7年7月26日（土） 14:00～16:30

参加料：無料

問・申込み 高知県電子申請サービス 又は高知県健康政策部薬務衛生課 動物愛護担当

電話 088-823-9673

電子申請サービスはこちら↑



広告

一級建築士と業務提携

●バリアフリー工事

●リフォームなど

建築業務等



住まいのこと、暮らしのこと
すべて私たちにお任せください！

手すり1本から建築全般まで
大野建築は皆様の住まいを守ります！

見積り・相談無料

大野建築
二級建築士
代表：大野純也
高岡郡佐川町加茂1411

090-6288-5448

令和7年度水稻共同防除に関するご協力のお願い

共同防除は、農家の方々と防除所、普及センター、役場、JA等の協力のもとに行われているものです。液剤散布の方法により、安全な農薬をより効果のあがる一斉防除で行い減農薬化や、環境の保全につなげる大切な作業です。当日は朝早くからの騒音や関係車両の往来、微量の農薬霧の飛沫等で御近所の皆様には何かとご迷惑をおかけするかと存じます。また、農薬散布に際しましては十分注意をして実施しますが、念のため車両、洗濯物、ペット等は建物内に格納下さいますようお願いいたします。

日中の作業の場合、液剤が風により飛散し消毒ができないため無風で上昇気流の少ない夜間～早朝の作業となりますので、皆様のご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

防除日程表(予定)

防除地区	1回目	2回目	防除方法
平野	6/21(土)	7/14(月)	無人ヘリ
原島	7/31(木)	8/31(日)	〃
加茂	7/30(水)	8/28(木)	〃
永野北	7/20(日)	8/17(日)	ドローン
永野南	7/22(火)	8/19(火)	〃
東組	7/25(金)	8/24(日)	無人ヘリ
鳥の巣	7/27(日)	8/27(水)	〃
西組	7/27(日)	8/27(水)	〃
西山	7/25(金)	8/24(日)	〃
室原	7/26(土)	8/25(月)	〃

※但し、天候等の都合により変更になる場合があります。

☎ 高知県農業共済組合 中部支所 電話 088-856-7111

農業者にも熱中症対策が義務化されました!

近年の猛暑の影響で、熱中症の重篤化による死亡災害が増加していることから、労働者を雇用している全ての事業者（個人農家、農業法人等含む）に対して、労働者への熱中症対策が義務付けられることとなりました。義務付けられる内容は次の3点です。



- 1 早期発見のための体制整備（連絡先、担当者、報告方法など）を行う。
- 2 重篤化を防止するための措置の手順作成（応急処置、医療機関への搬送など）を行う。
- 3 その内容を関係作業者に周知する。

※適切な対応を行わなかった場合の罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（労働安全衛生法第119条））もあります。

これらを満たすためには、熱中症対策に関する必要事項を記載した「張り紙」を作業場等に掲示し、労働者に周知することが有効です。

張り紙の作成の際は、「こうち農業ネット」の熱中症対策ページにあるフロー図をダウンロードし、ご活用ください。



↑
フロー図の
ダウンロード
はこちらから

☎ 高吾農業改良普及所 電話 22-1175

農業委員会からのお知らせ

農業者年金の現況届、提出はお済みですか？

年に1回の農業者年金の現況届は、年金受給の継続に欠かせない重要な手続きです。

現況届が提出されていないと、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますので、至急農業委員会まで提出をお願いします。



6月～8月は農地利用状況調査（農地パトロール）の開催月です

○耕作放棄地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源に留まらず、ゴミの不法投棄や火災の要因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすことになります。適宜草刈りを行うなど農地の適正利用にご協力下さい。

○農業委員会では、耕作放棄地の実態把握と発生防止、無断転用防止の目的で農地パトロールを実施しています。農業委員等が調査を行いますのでご理解・ご協力をよろしくお願い致します。



知って得する農業者年金② ～農業者なら誰でも入れる終身年金～

ポイント

農業者なら誰でも入れる「終身年金」

●農業者年金の加入資格は3つだけ、農地の権利名義は不要

- ①年間60日以上農業に従事
- ②65歳未満
- ③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）（ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能です。（ただし、脱退一時金はなく、積立てた保険料は将来年金として受給できます）

●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として、要件を満たす遺族の方が受け取れます。（死亡一時金は非課税。加入期間等により、保険料払込額を下回る場合があります。）

試算表 ～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50歳	10年	2万円	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。
 ※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の22年間(令和5年度まで)の運用利回りの平均は、年率3.05%です。
 ※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和7年度は1.35%となっています。
 ※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金額
シミュレーションは
こちら➡



☎ 農業委員会 電話 22-7710